

徳島県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和六年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

139	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
板	船戸切幡上	阿波市土成町土成字高泰一五 〇番一地从先から 同 三番二地先まで	一四	一四三・二	令和六年三月二十二日